

(利用目的)

第1条 この基準は、神戸女学院大学ホームページ(kobe-c.ac.jpドメインに属する全てのページ)を通じて行う本学のWWWサーバ上に作成・登録されたホームページによる情報公開に関して、その利用について必要な事項を定める。

(情報公開者)

第2条 サーバを利用してWWWによる情報公開を利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 本学に在職する専任教職員
- (2) 本学の専任教員が担当する授業・演習等
- (3) その他情報処理センター運営委員会が認めたもの

(情報の公開)

第3条 公開する情報については、教育・研究活動及び広報活動に関するもの並びにそれに準ずるものとする。なお、公開する情報の制作にあたっては、次の点を遵守しなければならない。

- (1) 本学の品位を損ない、または不利益となるおそれのあるものは作成してはならない。
- (2) 公序良俗、法令に違反するおそれのある内容を掲載してはいけない。
- (3) 第三者の著作権・意匠権・商標権等を侵害しないこと。
- (4) 第三者の誹謗中傷・権利利益を侵害しないこと。
- (5) 虚偽の情報を公開しないこと。
- (6) 本学学生の氏名などの個人情報に掲載するときは、掲載の可否を本人に確認するとともに、必要最小限の情報とし、氏名・写真等の個人情報の掲載に必然性がない場合は掲載しないこと。また、住所・電話番号・生年月日等は基本的に掲載しないこと。
- (7) 情報の公開は常に最新のものとするよう努力すること。

(ホームページの管理)

第4条 ホームページの作成に際しては、利用者の便宜を考慮した内容及び書式とし、次の点に留意して作成するものとする。

- (1) 制作年月日及び更新年月日の表示を行うこと。
- (2) 制作の責任者名及び連絡先の表示を行うこと。
- (3) ホームページ管理者の判断において他へのリンクを行うこと。
- (4) ホームページ管理者の判断において他からのリンクの許可を行うこと。
- (5) 公開作成者は、自己のページから大学のトップページに戻れるようにリンクを張ること。
- (6) 公開作成者は、自己のページの作成と管理、運用及び内容について責任を負うこと。
- (7) English versionも作成することが望ましい。

(登録の手続き)

第5条 WWWにホームページを作成・登録しようとする者は、あらかじめ広報室に申請し、所定の手続きを経なければならない。

(登録の抹消)

第6条 情報公開の必要がなくなった場合、あるいは情報公開者が退職などにより本学に在籍しなくなった場合は、速やかに広報室に登録抹消の手続きを申し出なければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、情報処理センター運営委員会の議を経て部長会が行う。

附 則

この基準は、2001年1月22日から施行する。

附 則

この基準は、2006年5月29日から施行し、2006年4月1日から適用する。(2006年5月29日改正)

附 則

この基準は、2009年4月1日から施行する。(2009年1月19日改正)

附 則

この基準は、2011年4月25日から施行し、2011年4月1日から適用する。(2011年4月25日改正)

附 則

この基準は、2013年5月20日から施行し、2013年4月1日から適用する。(2013年5月20日改正)